

第4章 全体総括

ここでは、第2章、第3章の結果を振り返り、ウォークابل施策及び官民連携によるエリアマネジメント等の効果的な支援方策に関する今後の検討の方向性についてとりまとめる。

4.1 都市再生推進法人、まちづくり団体及び地方公共団体を対象としたアンケート調査結果(第2章-1)

- ・まちづくり団体のうち 76.8%がパブリックスペースを利活用しており、そのうち 54.5%が複数の場所を一体的・連続的に活用している結果となった。
- ・制度の活用事例として、駅に隣接する公園の再整備や、運動広場と一体となった管理運営に係る「公園施設設置管理協定制度」を組み合わせることで、公共空間の質的向上と賑わい創出を一体的に図る事例が確認された。
- ・他方、市区町村がエリアマネジメントの各フェーズにおいて課題と感じていることを調査した結果、「行政側における制度の理解不足」は、組織立上げ期(51.2%)、ビジョン作成期(49.7%)、社会実証期(47.8%)、継続活動期(45.8%)と、全てのフェーズで最大の課題として挙げられている。
- ・また、市区町村において、パブリックスペース利活用に関する「ワンストップ窓口」を設置している比率は 1.7%にとどまり、行政内部での横断的な連携・支援体制が十分ではない状況が確認された。
- ・エリアマネジメント活動に関する計画を官民が参画する組織体において作成する場合の懸念事項として、市区町村まちづくり担当者、まちづくり団体ともに、「資金計画(収入内容、支出内容等)」を多くあげる結果となった。

4.2 ワーキンググループワークにおける提言(第2章-2)

- ・「官民所有のパブリックスペースの利活用・管理ワーキンググループ」では、活動内容と資金の流れの「見える化」と公共性の担保、パブリックスペースの利活用促進に向けた支援強化、ワンストップ窓口・官民連携の協議の場の構築、ウォークابل政策とほこみち制度・駐車場・交通施策の連携について提言がなされた。
- ・「持続的なエリアマネジメントに必要な財源・人材ワーキンググループ」では、官民協調のもとでのエリアマネジメント活動計画の策定や持続可能なエリアマネジメント活動への支援強化、エリアマネジメントの評価ガイドラインの活用促進、都市再生推進法人制度の拡充について提言がなされた。

4.3 官民連携まちづくり関係者の交流・促進イベントの開催結果(第3章)

- ・都市再生推進法人及び都市再生推進法人を目指す団体を対象とした「都市再生推進法人等会議－エリマネ会議(仮)－」において、行政庁内でまちづくり担当部局以外の部署における都市再生推進法人に対する理解促進が必要であるとの意見が挙げられた。
- ・「エリアマネジメント政策対話」において、各地区において行政(市区)担当者とまちづくり組織の担当者との組合せの参加とし、エリアマネジメントの活動計画の作成に関して議論した。参加者から、関連計画との違いや、計画策定によるメリット(財源、人材、手続きの円滑化に係る支援策等)を知りたいとの意見が多く挙げられた。

4.4 今後の検討の方向性

- ・パブリックスペースの利活用に係る理解促進や円滑な制度運用に向け、エリアマネジメント活動における収益と公共性を「見える化」する仕組みの検討を行う必要がある。
- ・既存の取組・制度であるワンストップ窓口の設置や市町村都市再生協議会等の活用を含め、地方公共団体において、まちづくり担当部局以外の道路・公園・河川等の公共施設管理部局が連携・協議する体制の構築を進められるよう、制度の再整理・周知を行う必要がある。
- ・地方公共団体の公共施設管理部局においても、パブリックスペースの利活用の必要性や都市再生推進法人の位置づけ・役割の理解が促進されるよう、都市再生推進法人制度をはじめとする官民連携まちづくり制度の更なる普及啓発、活用促進に向けたプログラム等の検討を行う必要がある。
- ・また、エリアマネジメントの活動計画が、地域主体のまちづくりを支援し、多様な主体の連携を促進する仕組みとして効果を発揮する仕組みとなるよう、実効性のあるマニュアルやガイドラインの作成も含めた制度の運用面での検討を行う必要がある。